

## 振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準

平成27年5月20日

文京区告示第48号

第1条 振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により指定された地域における規制基準を次のとおり定める。

区域の区分		時間の区分		振動の大きさ
種別	該当地域			
第一種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域	昼間	午前8時から 午後7時まで	60デシベル
		夜間	午後7時から 翌日午前8時まで	55デシベル
第二種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	昼間	午前8時から 午後8時まで	65デシベル
		夜間	午後8時から 翌日午前8時まで	60デシベル

第2条 前条の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、前条の表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

### 付 則

この基準は、平成27年5月20日から施行する。